

計量器(はかり)定期検査について(お知らせ)

◎ 業務用(取引又は証明用)のはかりは、定期検査を受けましょう!

計量器(はかり)の定期検査を次のとおり実施します。

商店、工場、学校、保育所、病院及び薬局などではかりを取引又は証明に使用している方は、必ずこの検査を受けてください。ただし、県に登録をしている計量士による検査を受け、その旨を県に届出たはかりについては、この検査が免除されます。(代検査制度)

なお、定期検査を受けないではかりを業務用に使用すると、計量法違反として処罰されることがあります。

実施期日	検査時間	実施場所	住所
令和2年9月7日(月)	13:00~16:00	庄原市役所高野支所	高野町新市 1171 番地 1
令和2年9月8日(火)	9:30~11:30	庄原市役所比和支所	比和町比和 1119 番地 1
令和2年9月8日(火)	13:00~16:00	口和自治振興センター	口和町向泉 934 番地 4
令和2年9月9日(水)	9:00~16:00	庄原市役所東城支所	東城町川東 1175 番地
令和2年9月10日(木)	9:00~11:30	庄原市西城体育館	西城町大佐 730 番地 2
令和2年9月10日(木)	13:00~14:00	小奴可自治振興センター	東城町内堀 1100 番地 1
令和2年9月14日(月)	10:30~14:30	東自治振興センター	七塚町 11 番地 2
令和2年9月15日(火)	10:30~12:00	本村自治振興センター	本村町 1234 番地 1
令和2年9月15日(火)	13:30~14:30	庄原農協総領支店	総領町下領家 13 番地 1
令和2年9月16日(水)	10:30~12:00	北自治振興センター	川北町 154 番地 3
令和2年9月16日(水)	13:00~14:30	庄原市民会館	西本町 2 丁目 17 番 15 号
令和2年9月17日(木)	10:30~14:30	庄原市民会館	西本町 2 丁目 17 番 15 号

➤ はかりの汚れをよく落とし、指針がふれないようにして持ってきてください。

➤ ひょう量が1t以上のはかりは、上記検査場所で検査できませんので、(一社)広島県計量協会にご連絡ください。

◎ 主なはかりの検査手数料

電気式はかり	100kg以下	1,400円	ばね式指示はかり、 機械式はかり	100kg以下	500円
	250kg以下	1,800円		250kg以下	900円
	500kg以下	2,200円		500kg以下	1,500円

◎ 家庭用はかりは、業務用(取引又は証明用)に使用できません!

ヘルスメーター、キッチンスケールなどで家庭用の表示のあるはかりは、業務用の計量に使用できません。

◎ 計量についてのご相談は

- ・ 広島県商工労働局イノベーション推進チーム(計量検定) 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL082-513-3335
- ・ (一社) 広島県計量協会 〒734-0034 広島市南区丹那町 4-12 TEL082-255-7386

◎ 問い合わせ先 庄原市役所 企画振興部 商工観光課 商工振興係 TEL0824-73-1178

メール: syokou-shinkou@city.shobara.lg.jp fax:0824-72-3322

西城支所 地域振興室 産業建設係 TEL0824-82-2181

東城支所 産業建設室 産業振興係 TEL08477-2-5008

口和支所 地域振興室 産業建設係 TEL0824-87-2113

高野支所 地域振興室 産業建設係 TEL0824-86-2113

比和支所 地域振興室 産業建設係 TEL0824-85-3003

総領支所 地域振興室 産業建設係 TEL0824-88-3065

